

このホームページに載せられている情報は東京大学大学院農学生命科学研究科／農学部に所属する学生向けであり、対象者以外のいかなる第三者によってどのような形であっても使用または複写されるべきではありません。

平成30年度東京大学農学国際交流事業 大学院学生海外研修・国際会議発表補助費 募集要項

本事業は、東京大学農学部創立140周年記念事業の一環として、教職員、卒業生、企業等からご寄付頂いた基金（※1）により運営されている。将来の農学を担う大学院学生に対し、海外渡航に係る経費を補助することにより、国際交流及び研究活動の更なる発展を目的としている。

本補助費の支援を受けた研修や発表について、上記140周年記念事業ウェブサイト等への報告書掲載や、成果発表への参加などについて、積極的に参加する学生を歓迎する。

1. 申請資格

- (1) 大学院農学生命科学研究科に在籍する大学院学生または農学部獣医学専修5・6年次の学生で、過去3年以内にJICAの講師による2コマの講義を、次にあげるいずれかの機会に受講し、出席カードを提出した者。（2コマの受講は同じ機会においてであること。なお海外研修等から帰国後に受講しても、受講歴があるとはみなされない。）
 - ・平成28年度～30年度の「海外における安全管理講演会」（秋開催）
 - ・平成28年度、農学国際専攻が開講した「海外研究協力論」第3回と第4回の両方
 - ・平成29年度、農学国際専攻が開講した「海外研究協力論」の第1回と第2回の両方
 - ・本年度開講する「海外研究協力論」の第1回と第2回の両方
- (2) 前年度（平成29年度）に本補助費を受給していない者。
- (3) 本事業以外から、渡航に係る奨学金・旅費（交通費、宿泊費等）の補助を受けない者。
* 本学及び本学以外から出張命令を受けて渡航する場合、申請不可。
- (4) 上記140周年記念事業ウェブサイト等や、同事業パンフレットなどに、本補助を受けて渡航した成果（下記6の報告書）が掲載される事に同意する者。

2. 補助の対象となる要件

- (1) 海外研修（サマープログラム、学術調査、実習等）、あるいは発表を目的とした海外で開催される国際会議出席。
- (2) 平成30年4月1日以降に出発し、原則、平成31年3月31日までに帰国すること。
* 9月入学者については、JICA 講義受講後の申請のみ受理される。なお、渡航期間は、平成30年度内（2018年3月31日まで）にすること。

3. 補助金額

年間320万円の予算内で以下のとおり経費を補助する。

・農学生命科学研究科便覧（獣医学専修5・6年生の場合は「農学部便覧」）に掲載されている授業

科目として渡航する場合・・・5万円

・上記以外の場合・・・10万円または5万円（年間予算及び申請状況により、支給額がいずれかに決定される）

* 同一年度内の申請可能件数は、1人につき1件のみとする。

*便覧に掲載されている授業科目として渡航する場合を優先的に補助する。

4. 申請手続及び提出時期

「大学院学生海外研修・国際会議発表補助費給付申請書」を平成30年10月19日（金）までに、教務課専攻支援チームの指示に従い、提出すること。

5. 選考方法及び採否の通知等

選考は研究科教育会議が行ない、採否結果は平成30年12月下旬までに専攻長を通じ、申請者あてに通知する。

6. 報告書の提出

申請の採択通知が届いたら、既に渡航が終了している者は速やかに、これから渡航する者は帰国後1ヶ月以内に、「大学院学生海外研修・国際会議発表に関する報告書」を教務課専攻支援チームに提出すること。ただし、帰国が2・3月の場合はこれに拠らず帰国後速やかに提出すること。報告書の提出が確認できた後、補助費を支給する。

7. その他

(1) 受給者は、海外渡航に先立ち、必ず「学術調査等のための海外渡航申請書」または「海外旅行届」を提出し、海外旅行保険に加入すること。なお、OSSMA（※2）への加入は、平成29年4月より任意となった。適用範囲の詳細は、農学生命科学研究科 HP を参照すること。

(2) 本事業は原則として年に1回の募集なので、応募希望者はこの機会に応募すること。

[参考] 平成30年度の「海外研究協力論」第1回と第2回の開催日程

4月10日（火）13:00～ 海外研究における事故防止

佐藤 範男 講師（JICA）

14:55～ 海外研究における疾病対策

土屋 昌史 講師（JICA）

（場所：弥生講堂、一条ホール）

なお、開始時間（13:00）に遅れてきた場合には、「補助費申請のための出席票」を配付しません。当日遅刻した者で、秋以降の渡航について申請を希望する者は、次回（10月開催予定）の講義を再度受講しなければならないので、注意してください。

※1：基金への大口寄付者

アサヒグループホールディングス株式会社／朝日工業株式会社／キッコーマン株式会社／キューピー株式会社／キリンビール株式会社／株式会社ぐるなび／サントリーホールディングス株式会社／すてきなイソグループ株式会社／日本製紙株式会社／農林中央金庫／株式会社 丸菱バイオエンジ／ヤンマー株式会社／株式会社 ロッテ

※2：OSSMAについて 農学生命科学研究科 HP ホーム > 在学生の方へ > 【重要】海外実地研究並びに留学プログラム期間中の留学保険等の加入について（農学系）◎内容は随時更新されますので注意してください。

<2017年4月13日時点の案内： <http://www.a.u-tokyo.ac.jp/cstudents/20170413-1.pdf>>

抜粋：「海外実地研究並びに留学プログラム期間中の留学保険等の加入について」

農学系では、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」）の加入者を対象として、下記に定める海外実地研究や留学プログラム等のいずれかに参加をされる場合において、留学先で安心して実りある留学生活を送ることができるよう、危機管理体制の一貫として「公益財団法人日本国際教育支援協会」の「学研災付帯海外留学保険（以下「付帯海学」）」制度への加入を必須としておりますので、忘れずに手続きを実施するようお願いいたします。従来どおり「留学」や「海外渡航」等に伴う事務手続き（「留学許可願」等）も別途必要になります。

なお、平成29年度より「日本エマージェンシーアシスタンス（株）」の海外渡航者向けの危機管理サービスである「Oversea Student Safety Management Assistance（以下「OSSMA」）」制度への加入については任意となりました。

「付帯海学」の適用となる「留学」等について

1. 正課教育の中での海外実地研究

海外において実習や研究・調査等（航海調査・航海実習等も含む）を行う、学部や大学院等の授業科目（シラバス等参照）については、適用の対象となります。

※なお、学部学生は卒業論文、大学院学生は、演習・実験（実習）等、各課程の2年間、3年間で
行う科目については対象となりません。

2. 農学系において実施する留学プログラム

以下①～③のいずれかに該当する「留学プログラム」については、適用の対象となります。

① 国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学プログラム

本学農学生命科学研究科との国際交流協定（部局間協定等）に基づく留学（国際学術協定一覧等参照）。

② 「博士課程進学促進プログラム」の「大学院学生の留学支援プログラム」による留学

③ 農学生命科学研究科を通じて公募・選考・推薦が行われる留学プログラム

例：グローバル・チャレンジ・ユニバーシティ・アライアンス・サマースクール

[申請書 \(PDF\) \(Word\)](#)

[報告書 \(PDF\) \(Word\)](#)

東京大学農学系事務部教務課
国際学務支援チーム

注意：

学生は国際交流室ホームページと掲示板による告知を確認することが前提となっています。